

伊 勢 崎 市

公共下水道排水設備指定工事店の手引き

上下水道局総務課

1. 指定工事店の責務及び遵守義務

指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければなりません。また、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。
- (3) 工事契約を締結するときは、工事金額、工事期限その他必要な事項を明確に示さなければならない。
- (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (6) 工事は、本市下水道条例第5条第1項に規定する排水設備等の工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (7) 工事は、責任技術者の管理の下においてでなければ設計及び施工をしてはならない。
- (8) 災害等緊急時において排水設備等の復旧に関し、市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

2. 指定工事店の基準

指定工事店の指定を受けようとする者は次の基準を満たしていなければなりません。

- (1) 営業所ごとに責任技術者の資格を有する者が1人以上専属している者であること。
- (2) 工事の施工に必要な機械器具を有する者であること。
- (3) 群馬県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 伊勢崎市公共下水道条例第16条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

※ イの規定に該当する場合で当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号イに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

3. 指定の申請

指定工事店の指定を受けようとする場合は次の書類をすべて用意してください。記入については記入例を参考に間違いのないようにお願いします。

No	書類名称		備考
1	指定工事店指定申請書(様式第5号)		指定の書式。
2	誓約書(様式第6号)		指定の書式。
3	機械器具に関する調書(様式第7号)		指定の書式。 ※機械器具の写真も添付してください。
4	責任技術者の住民票の写し		各市町村で入手してください。
5	責任技術者証の写し		
6	雇用を証明する書類		各種健康保険被保険者証や雇用保険被保険者資格取得確認通知書等の写し。
7	住民票の写し(個人の場合のみ)		各市町村で入手してください。
8	定款、登記事項証明書(法人の場合のみ)		
9	営業所の写真と付近見取り図		営業所の看板等が分かる外観の写真及び営業所内(事務所内)等の写真。
10	指定給水装置工事事業者証の写し		平成25年4月1日以降に、公共下水道排水設備指定工事店の指定を受ける者は提出が必要です。
11	納税証明書	国税	個人の場合 「所得税」「消費税及び地方消費税」に滞納がないこと。 国税官署(税務署)の様式 その3の2
		国税	法人の場合 「法人税」「消費税及び地方消費税」に滞納がないこと。 国税官署(税務署)の様式 その3の3
	※国税、市税それぞれ1通ずつ	市税	市内業者 完納証明書(1通300円) ※伊勢崎市役所財政部税証明総合窓口又は各支所納税推進室で発行されたもの。
		市税	市外業者 営業所が所在する市町村発行の完納証明書又は納税証明書。

4. 指定工事店証

審査の結果、基準を満たしていると認められたときは、指定工事店として指定し、公共下水道排水設備指定工事店証を交付します。この指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければなりません。

また、営業を廃止するときや指定を取り消されときは、指定工事店証を返納しなければなりません。

さらに、営業を休止するときや指定の効力を一時停止されたときも、その期間は指定工事店証を返納しなければなりません。

5. 指定手数料

申請1件につき、10,000円を納めていただきます。

また、指定工事店証の紛失や汚損時の再交付については、1件につき2,500円を納めていただきます。なお、納付された手数料は返還いたしません。

6. 変更の届出

指定工事店は、申請事項を変更するときは、その日から30日以内に指定工事店申請事項変更届（様式第9号）に必要な書類を添付して届け出なければなりません。

○ 指定工事店申請事項変更届（様式第9号）

No	変更事項	添付書類	
1	商号又は組織	法人の場合	定款、登記事項証明書、指定工事店証
		個人の場合	住民票の写し、指定工事店証
2	代表者又は役員	誓約書、「1」の欄に掲げる添付書類	
3	営業所の所在地	機械器具に関する調書及び「1」の欄に掲げる添付書類のうち変更が生ずるもの	
4	責任技術者	新たに専属したとき…誓約書、責任技術者証の写し、責任技術者の住民票の写し、雇用を証明する書類	
5	住居表示	住居表示変更通知書の写し	
6	電話番号	なし	

7. 廃止等の届出

指定工事店は、事業を廃止、休止、又は再開するときは、その日から30日以内に指定工事店／廃止／休止／再開／届（様式第10号）に必要な事項を記入し、指定工事店証を添付して届け出なければなりません。

また、指定の基準を満たさなくなったときも、この様式を届け出なければなりません。

8. 指定の取消し又は一時停止

次のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止されることがあります。

- (1) 指定工事店の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 責任技術者が専属されていなかったり、定められた職務を守れなかったとき。
- (3) 指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。
- (4) 変更等の届出をしなかったり虚偽の届出をしたとき。
- (5) 施工した排水設備工事が、公共下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (6) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (7) 市長の求めに対し、専属する責任技術者が正当な理由なく検査の立会いに応じないとき。
- (8) 業務に関し、不誠実な行為をしたとき。

公共下水道排水設備指定工事店指定申請書

伊勢崎市長 様

年 月 日

（日付は入れないでください）

申請者 住 所 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

ふりがな いせさき〇〇かぶしきがいしゃ

氏 名 伊勢崎〇〇株式会社

だいひょうとりしまりやく いせさきたろう

代表取締役 伊勢崎 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

伊勢崎市下水道条例第8条第1項の指定工事店の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
ふりがな 氏 名	ふりがな 氏 名
いせさき たろう 代表取締役 伊勢崎 太郎	いせさき じろう 取締役 伊勢崎 次郎
所 在 地	〒372 — 8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
名称及び電話番号	伊勢崎〇〇株式会社 (0270) ×× — ××××
専属する責任技術者の氏名及び責任技術者証の番号	伊勢崎 太郎（第△△△△号） 赤城 一郎（第☆☆☆☆号）
添 付 書 類	1 誓約書 2 機械器具に関する調書 3 専属する責任技術者の住民票の写し及び下水道排水設備工事責任技術者証の写し並びに雇用関係を証する書類 4 個人の場合 住民票の写し 5 法人の場合 定款及び登記事項証明書 6 営業所の写真及び付近見取図 7 納税証明書 8 伊勢崎市指定給水装置工事事業者証の写し

記入例

様式第6号(第11条関係)

誓 約 書

指定工事店申請書に記載してある、指定工事店代表者及びその役員は、伊勢崎市下水道条例(以下「条例」という。)第9条第1項第5号アからエまでのいずれにも該当しない者であること、及び責任技術者は、申請の営業所において専属し、条例第8条第3項第5号ア及びイに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

(日付は入れないでください)

申請者住所 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
フリガナ いせさき〇〇かぶしがいしゃ
氏名 伊勢崎〇〇株式会社
だいひょうとりしまりやく いせさきたろう
代表取締役 伊勢崎 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

伊勢崎市長 様

記入例

様式第7号(第12条関係)

機械器具に関する調書(記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

名称	型式・性能	数量	備考
排水設備用具	スパナ	10	
	インバートコテ	3点	1式
	平コテ	大、中、小	10
	フルイ		1
	オートレベル		1
	スタッフ		5
	水平器		
土木用具	振動プレート	舗装仕上、転圧用	1
	削岩機		1
	ツルハシ		3
	石ノミ		7
	ハンマー		8
	スコップ		3
	ヤスリ		5
	ナタ		3
	ケンスコ		7
	バール		6
	コンクリートカッター	舗装切断用	2
	エンジンカッター	管類切断用	2
	塩ビカッター		2
	ハンマードリル		2
	ランマ	転圧用	1
保安用具	バリケード		10
	道路灯	赤灯	10
	工事用標識		2
	看板		2
	現場表示板		5
	カラーコーン	反射式	12
配管用具	レンチ		4
	測定器		1
	プライヤー		3
	ベビーサンダー		3
	弦鋸		2
重機類	トラック	4t ユニック	1
	〃	2t ダンプ	1
	バックホー	ミニバックホー	1
	〃	小型バックホー	1

※ 機械・器具の写真を添付してください。

指定工事店申請事項変更届

伊勢崎市長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(提出の日付を記入)

申請者住所 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

ふりがな いせさき〇〇かぶしきがいしゃ

氏名 伊勢崎〇〇株式会社

だいひょうとりしまりやく いせさき たろう

代表取締役 伊勢崎 太郎

〔 法人にあつては、名称

及び代表者の氏名 〕

排水設備指定工事店の申請事項を変更したいので次のとおり届け出ます。

異動事項	新	旧
ふりがな 1 商号又は組織	伊勢崎〇〇株式会社	伊勢崎〇〇有限会社
添付書類	法人…定款、登記事項証明書、指定工事店証 個人…住民票の写し、指定工事店証	
異動事項	新	旧
ふりがな 2 代表者又は役員	伊勢崎 太郎	伊勢崎 次郎
添付書類	誓約書、「1」の欄に掲げる添付書類	
異動事項	新	旧
ふりがな 3 営業所の所在地	伊勢崎市今泉町二丁目410	伊勢崎市今泉町二丁目△△
添付書類	機械器具に関する調書及び「1」の欄に掲げる添付書類のうち変更が生ずるもの	
異動事項	新	旧
ふりがな 4 責任技術者	赤城 花子	赤城 一郎(退任)
添付書類	新たに専属したとき…誓約書、責任技術者証の写し、責任技術者の住民票の写し、雇用関係を証する書類	
異動事項	新	旧
ふりがな 5 住居表示		
添付書類	住居表示変更通知書の写し	
異動事項	新	旧
6 電話番号	0270-24-XXXX	0270-99-0000
添付書類	なし	

廃止

指定工事店休止届
再開

伊勢崎市長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(提出の日付を記入)

申請者住所 伊勢崎市今泉町二丁目410番地
ふりがな いせさき〇〇かぶしきがいしゃ
氏名 伊勢崎〇〇株式会社
だいひょうとりしまりやく いせさき たろう
代表取締役 伊勢崎 太郎

(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

伊勢崎市下水道条例第15条第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

ふりがな 指定工事店名	いせさき〇〇かぶしきがいしゃ 伊勢崎〇〇株式会社
営業所の所在地	伊勢崎市今泉町二丁目410番地
ふりがな 代表者氏名	だいひょうとりしまりやく いせさき たろう 代表取締役 伊勢崎 太郎
(廃止)・休止・再開)の 年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止)・休止・再開)の 理由	倒産による事業廃止

チェックリスト

【指定工事店の指定申請】

No	書類名称	チェック欄
1	指定工事店指定申請書（様式第5号）	
2	誓約書（様式第6号）	
3	機械器具に関する調書（様式第7号）	
4	責任技術者の住民票の写し	
5	責任技術者証の写し	
6	雇用を証明する書類	
7	住民票の写し（個人の場合のみ）	
8	定款及び登記事項証明書（法人の場合のみ）	
9	営業所の写真及び付近見取り図	
10	納税証明書	
11	伊勢崎市指定給水装置工事事業者証の写し	

【指定工事店の申請事項変更届】

No	書類名称	変更事項					
		商号又は組織		代表者 又は役員	営業所の 所在地	責任 技術者	住居 表示
		法人	個人				
1	指定工事店申請事項変更届（様式第9号）	○	○	○	○	○	○
2	誓約書（様式第6号）			○		○※2	
3	機械器具に関する調書（様式第7号）				○		
4	責任技術者の住民票の写し					○※2	
5	責任技術者証の写し					○※2	
6	雇用を証明する書類					○※2	
7	住民票の写し（個人の場合のみ）		○	○	○		
8	定款及び登記事項証明書（法人の場合のみ）	○		○	○		
9	営業所の写真及び付近見取り図				○		
10	住居表示変更通知書の写し						○
11	指定工事店証	○	○	○※1	○		○

※1 … 代表者が変更になったとき

※2 … 責任技術者を新たに専属したとき

